

常任委員会の審査から

定例会で委員会付託された議案等について、各常任委員会の審査状況を報告します

総務企画防災常任委員会

横山委員長、金子副委員長、大谷、小林(貴)、大島、荻原、黒川、中山各委員

議案41 工事請負契約の変更について

○議案の内容

道整備交付金事業市道鹿島山下通り道路改良工事の工事請負契約について、工事内容等の変更に伴い、契約金額を1千84万9千600円増額することに議会の議決を求めるもの。

○主な質疑

問 工事総額56億円を見込んでいますが、財源内訳を聞きたい。

答 現在、国の道整備交付金事業を導入しており、国費が事業費の50%で、残りは地方債と一般財源である。

問 工事請負契約が変更となる場合、市で全額負担しなくてはならないのか。

答 今回の変更内容は隣接工事との調整によるものや、当初確保できなかった埋め戻し土のストックヤードに関するものである。それぞれやむを得ない事情であることから、市の負担とするものである。

問 工期が延びているが、完成はいつごろになるのか。

答 工事の発注状況を見据えながら完成の時期を考える必要があるが、これまでの平成28年度完了予定から一、二年程度は遅れる可能性がある。

○審査結果 原案のとおり可決



▲市道鹿島山下通り道路改良工事の様子

議案42 足利市基本構想の議決に関する条例の制定について

○議案の内容

平成23年の地方自治法改正に伴い総合計画の基本構想に係る議決は要しないこととなったが、本市の基本構想については従前どおり議会の議決

すべき事件として定めるため、これに関する条例を制定しようとするもの

○主な質疑

問 全国的にこのような条例をつくる方向性なのか。

答 総合計画はそれぞれ自治体の進むべき方向を定めるものであり、議会の議決を経る形で進めている自治体が多いようである。

○審査結果 原案のとおり可決

議案43 財産の取得について

○議案の内容

災害対応特殊救急自動車1台(4千28万4千円)を購入することについて議会の議決を求めるもの。

○主な質疑

問 時代とともに医療設備も進化しているが、新たに車両を購入するに当たり、新しい設備を導入するのか。

答 救急救命士の処置範囲が拡大したことから、今回は低血糖の患者への処置に使える資機材を積載している。



問 今回、西分署の救急車を購入するということだが、現在の車両は廃車するのか。

答 中央消防署の非常用の救急車を廃車し、現在の西分署の車両を中央消防署の非常用とする。

○審査結果 原案のとおり可決

議案44 財産の取得について

○議案の内容

消防救急デジタル無線システム(3億7千260万円)を購入することについて議会の議決を求めるもの。

○主な質疑

問 アナログ無線からデジタル無線にするメリットは何か。

答 秘話性能が向上し個人情報保護される。また、データ通信が可能となることでさまざまな情報が伝達できるとともに、通話も格段にクリアとなり、確実な通信が行えるものと考えている。

問 今後の機器のメンテナンス等は市内の企業でも対応できるのか。

答 保守の内容や金額はこれまでのアナログ方式とは大きく変わってくると思われることから、今後の保守内容や方法等について、他市の状況等も十分調査し、検討していきたい。

○審査結果 原案のとおり可決

民生環境水道常任委員会
 大須賀委員長、斎藤副委員長、栗原、中島、小林(克)、渡辺、尾関、平塚各委員

請願2「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」採択に関する請願について

○請願の内容

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、老後の生活保障の柱となっている。

年金積立金は、長期的な観点から安全かつ確実に運用されなければならず、これまで安全資産とされてきた国内債券を中心に運用してきたが、リスク性のある株式等の比率を高める運用方法への変更は、年金積立金を毀損しかねないため、実施すべきではないと考える。

GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）において、保険料拠出者である労使をはじめとする関係者が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築することが必要不可欠である。

以上のことから、政府に対し「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」を提出されたい。

○請願者

連合栃木わたらせ地域協議会

議長 秋田 清

○紹介議員

吉田 晴信 議員



○意見

公的年金制度は国の管掌事務であり、その運用については国において十分議論されているところである。少子高齢化社会における年金制度を持続させるため、年金積立金を株式等へ分散投資することは必要であると思われるので、不採択とすべきものとした。

○審査結果

賛成少数により不採択

※委員会開会前に、足利市議会基本条例第17項の規定により、請願者からの意見聴取を行いました。

参考

足利市議会基本条例

(意見の聴取等)

第17条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの（団体である場合はその代表者）から意見を聴取するものとする。



請願とは…

市政に関する事項について、市議会に要望や意見を文書で出すことができる制度です。紹介議員のあるものを請願と言います。

様式

請願は、議員の紹介を要するため、請願書には紹介議員の署名または記名押印を得るほか、趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載し押印してください。（請願者が複数の場合は全員の住所・氏名の記載と押印が必要）また、請願者が法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。



請願の様式例〔表紙〕

〇〇〇に関する請願書
 請願者 住所
 氏名 (外 △△名)
 紹介議員 氏名
 足利市議会議長 様

請願の様式例〔内容〕

〇〇〇に関する請願
 1. 請願の趣旨
 2. 請願の理由
 平成 年 月 日
 請願者 住所
 氏名
 紹介議員 氏名
 足利市議会議長 様

表彰

このたび、全国市議会議長会から市議会議員として地方自治の発展に尽力された功勞により、次の2名の方々が表彰を受けられました。

永年にわたる市議会議員としての功績とその御勞苦に対して敬意を表すとともに、今後のますますのご活躍を祈念いたします。

議員在職20年以上

西田 智男 議員
 中山 富夫 議員



中山議員 西田議員 黒川議長

6月定例会の最終日(6/26)、本会議場にて表彰伝達式を行いました。